

新たな成長戦略実行計画策定に関する
中間報告

令和元年 12月19日
未来投資会議

新たな成長戦略実行計画策定に関する中間報告 (目次)

第1章	はじめに	1
第2章	新たな分野への投資促進	1
1.	企業 ～内部資金の新たな分野への投資の促進	1
(1)	オープン・イノベーションと現預金の活用	1
(2)	新興国企業との共創による新事業創出の推進	2
(3)	スピンオフを含めた事業再編促進のための環境整備	3
(4)	大学・研究開発法人の外部法人に対する出資機能追加による共同研究の促進	3
(5)	大企業とスタートアップ企業の契約時の技術保持	3
(6)	技術研究組合の在り方	3
2.	人材 ～組織の中に閉じ込められ固定されている人の解放	4
(1)	フリーランスなど、雇用によらない働き方の政策	4
(2)	若者異能の人材による先が見えない創造的な研究への支援	4
第3章	個々のテーマ	4
1.	デジタル市場	4
(1)	デジタル市場のルール整備	4
(2)	デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化	7
(3)	5Gの加速及びポスト5Gの情報通信システム・半導体開発及び製造技術開発	8
2.	地域のインフラ維持	8
(1)	独占禁止法の特例法案	8
(2)	スーパーシティ構想の早期実現	10
3.	中小企業・小規模事業者の生産性向上	10
(1)	継続的な生産性向上の支援	10
(2)	第三者承継を含む事業承継の促進と創業支援	10
(3)	産業ごとのきめ細かな取引関係の適正化	11
4.	フィンテック／金融	11
(1)	フィンテック／金融分野の法制の見直し	11
(2)	キャッシュレスの促進策	12
5.	モビリティ	12
(1)	Society5.0時代の高齢運転者による交通事故対策	12
(2)	地方部における移動手手段の確保	14
6.	エネルギー・環境	14

第1章 はじめに

本年6月に閣議決定した成長戦略実行計画では、

我が国が、AI、IoT、ロボット、ビッグデータ、分散台帳技術（ブロックチェーン）など、第4次産業革命の新たな汎用技術の潜在力を最大限にいかし、生産性向上や経済成長につなげるためには、企業組織の在り方や個人の仕事の内容・働き方など、経済社会システム全体の再構築を図る必要がある。

第4次産業革命の変化のスピードは早く、かつ、急激であり、世界は大きく変化している。政府が、早期に、かつ、具体的に対応策を打ち出し、民間がこれに応えて具体的なアクションを起こせるかどうか、日本が第4次産業革命をリードできるかどうかを決する。

と指摘している。

こうした問題意識の下、企業の内部資金の新たな分野への投資の促進や、組織の中で閉じ込められ固定されている人の解放に加え、Society5.0のための個々のテーマに関して、未来投資会議やその傘下の構造改革徹底推進会合等における現時点での論点について、新たな成長戦略実行計画の策定に向けて、中間的な整理を行ったものである。

来年夏の新たな成長戦略実行計画の策定に向けて、与党の意見を聞きつつ、検討を深めていく。

第2章 新たな分野への投資促進

1. 企業 ～内部資金の新たな分野への投資の促進

(1) オープン・イノベーションと現預金の活用

日本企業が有する現預金は、2012年度から2018年度に26.5%増加している。特に、上場企業が有する現預金は36.8%増加しており、上場企業の増加分が大きい（図1）。他方、家計が保有する現預金も、所得の増加に伴い、2012年度から2018年度に13.0%増加している。すなわち、2012年度から2018年度にかけて、企業・家計が金融資産を増加させ、政府・海外が金融負債を増加させた（図2）。

図1. 日本企業が保有する現預金の推移

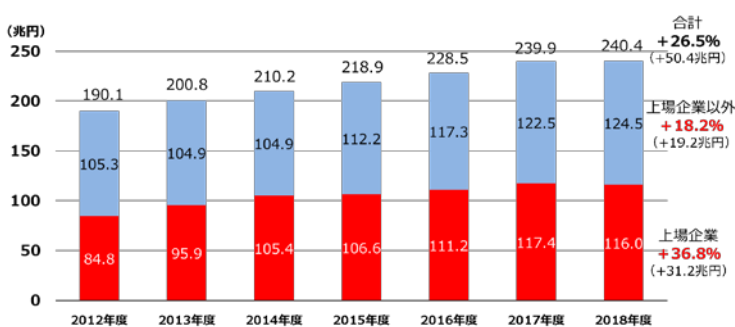
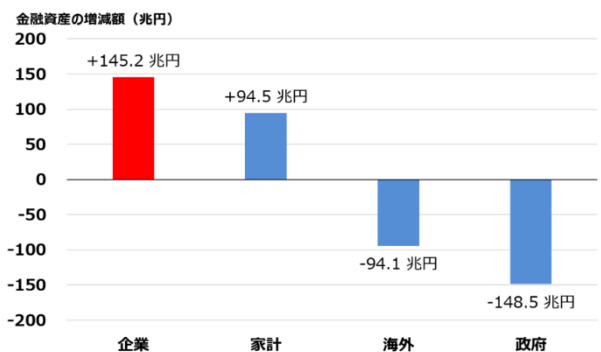
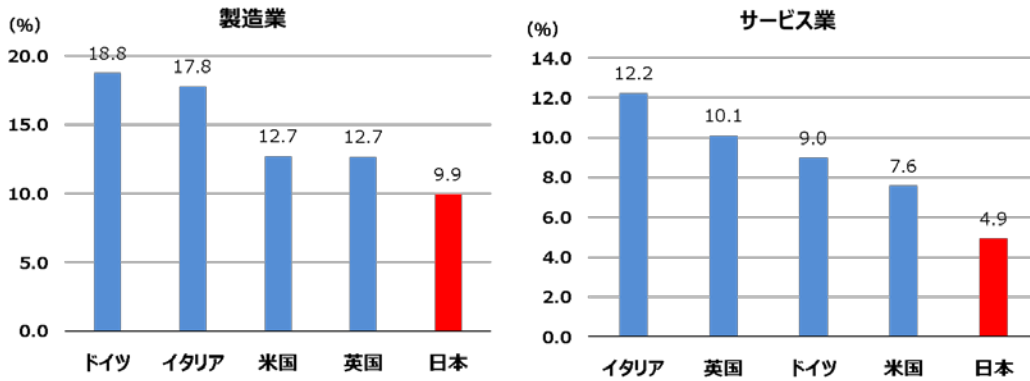


図2. 金融資産の増減額（2012-18年度の累計）



こうした中で、日本企業は、営業利益に対する設備投資や研究開発費の比率が低下しているが、米国企業は上昇している。この結果、製造業やサービス業において新製品や新サービスを投入した企業の割合は、先進国で日本が最も低い状況となっている（図3）。

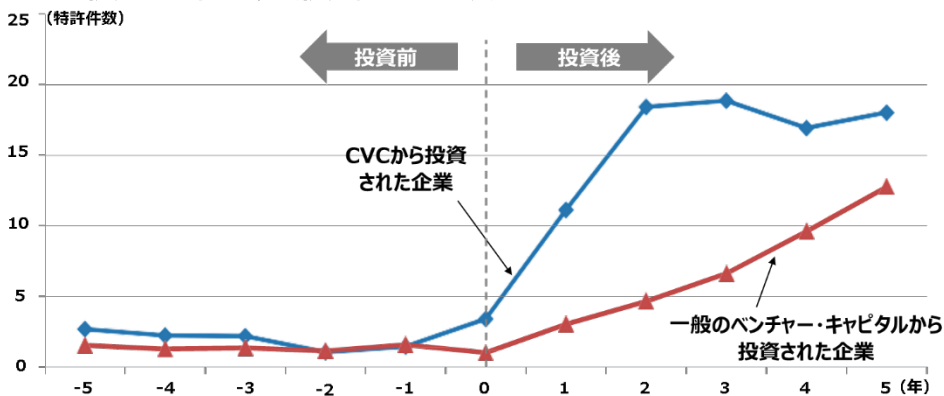
図3. 新製品・サービスを投入した企業の割合 (2012-2014)



スタートアップ企業の大企業による買収件数を見ると、日本は米国・欧州・中国よりも低調であり、スタートアップ企業の買収件数が多い上位社は、全て米国企業が占めている。スタートアップ企業の買収は、欧米では、IT業界に限らず、ヘルスケア、広告、金融サービス、商業など広範囲の業界に及ぶが、日本では、業界を問わず、少ない。

事業会社が行う社外のスタートアップ企業への投資をCVC（コーポレート・ベンチャー・キャピタル）というが、世界のCVCの投資は、2013年に1,029件、106億ドルであったが、2018年に2,740件、530億ドルまで拡大している。CVCから投資されたスタートアップ企業は、一般的なベンチャー・キャピタルから投資された企業に比べて、投資後の特許件数が多い（図4）。事業会社から産業・技術の知識が提供されること、事業会社なので技術がよく分かっていることがその理由として挙げられる。

図4. 投資先の特許数 (投資前後の比較)



アベノミクスの成果により増加してきた現預金等の活用について、コーポレート・ガバナンスの推進に加え、イノベーションの担い手となるスタートアップ企業への新たな資金の供給を促進し成長に繋げていくため、国内の事業会社又はCVCから、創業10年未満・未上場のスタートアップ企業に対する1億円以上の出資について、25%の所得控除の措置を講じることとする。また、地域経済を牽引する中小企業による取組を後押しするため、中小企業による1,000万円以上の出資についても、25%の所得控除の措置を講じる。

(2) 新興国企業との共創による新事業創出の推進

ASEANなど新興国では、デジタル技術の活用による社会課題の解決を通じて、ユニコーン企業(注)が急速に成長している。東南アジア、インドにおける評価額10億

ドル以上の未上場スタートアップ企業は26社に及び、日本にも存在しない評価額100億ドル以上のスタートアップ企業が既に4社も現れている。

日本企業の企業文化を変革するきっかけとして、旺盛な成長力を有する新興国企業との連携が必要である。

政府では、新興国企業との連携による新事業創出を「アジアDXプロジェクト」として推進しており、在外公館・JETROや経済産業省を中心とする取組の結果、2019年11月に、その第一弾として、タイにおいて、6つの企業連携が結ばれた。

このように、JETROと在外公館とが協働し、経営層レベルのマッチングなどを行うほか、国内の大企業・既存企業が、アジア企業とともに新たなサービスや商品を試行的に開発する取組や、優秀な人材を外部に送り出す取組を支援する。

こうした取組を通じ、最初のパイオニア的企業数社を育てるプロジェクトを集中的に立ち上げ、「同僚・同士効果（Peer Effect）」を起こすリーディングモデルを創出する。

（注）時価総額が10億ドル以上の未上場のスタートアップ企業

（3）スピノフを含めた事業再編促進のための環境整備

日本企業の1社当たり事業部門数は、1990年代以降、横ばいで推移しており、事業再編は進んでいない。スピノフ^{（注）}を活用した分離件数は、2010年から2018年の間で、米国では273件あるのに対し、日本では実績はゼロである。

企業価値向上のためのスピノフを含めた事業再編を促進するため、取締役会の監督機能の強化等の在り方について指針をとりまとめる。

（注）子会社の株式を株主に譲渡することにより会社を分離する方式

（4）大学・研究開発法人の外部法人に対する出資機能追加による共同研究の促進

（a）オープン・イノベーション支援機能（共同研究開発の企画・あっせん等）、（b）スタートアップ企業創出支援機能、（c）研究開発機能（共同研究や受託研究の実施等）を有する法人への大学・研究開発法人からの出資を可能とするため、必要な対応を図る。

（5）大企業とスタートアップ企業の契約時の技術保持

他の組織と連携する場合の大企業の問題点として、（a）契約に時間がかかる、（b）意思決定スピードが遅い、（c）企業秘密等の使用許諾の条件が厳しい、などが指摘されている。スタートアップ企業が、大企業から片務的な契約上の取り決めを求められるケースも多い。

このため、大企業と研究開発型スタートアップ企業の連携を促進し、オープン・イノベーションの成功確率を高めるため、技術保持を含む大企業とスタートアップ企業の研究開発等における連携の考え方を整理したガイドラインと契約のひな形を策定する。

（6）技術研究組合の在り方

外部との連携を進めるため、社外に技術研究組合などを設置した企業は少なく、その利用拡大が課題となっている。

技術研究組合の設立認可から事業会社化までを迅速化し、制度の活用を促進するため、設立・運営手続きの簡素化やガイドラインの策定による明確化を図るととも

に、法制的な対応を検討する。

2. 人材 ～組織の中に閉じ込められ固定されている人の解放

(1) フリーランスなど、雇用によらない働き方の政策

技術の進展により、インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く新しい就業形態が増加しており、特に、高齢者の就業機会の拡大に貢献することが期待される。日本でも、40代以上のフリーランスが全体の7割弱を占めている。また、個人事業主・フリーランスと会社員の満足度を比較すると、個人事業主・フリーランスの方が満足度が高い。特に「達成感／充実感」、「スキル／知識／経験の向上」では差がついている。

多様な働き方の一つとして、希望する個人が個人事業主・フリーランスを選択できる環境を整える必要がある。

一方、フリーランスと呼ばれる働き方は多様であり、労働政策上の保護や競争法による規律等について様々な議論がバラバラに行われている。このため、内閣官房において、関係省庁の協力の下、一元的に実態を把握・整理した上で、今後の政策の方針を検討する。

(2) 若者異能の人材による先が見えない創造的な研究への支援

大学等の研究者の職務活動時間に占める研究時間の割合が2002年の46.5%から2018年の32.9%へと減少するなど、研究現場の環境が悪化しており、中長期的な視野に立った独創的・挑戦的な研究が困難になっているとの指摘がある。

研究者が自由に挑戦的な研究に専念できる環境を確保するため、若手研究者を中心に研究構想を公募し、一定期間、安定的に支援する事業を創設する。

第3章 個々のテーマ

1. デジタル市場

(1) デジタル市場のルール整備

① デジタル・プラットフォーマー取引透明化法案

インターネット上で、商品やアプリケーション^(注1)を取引するオンラインモール^(注2)やアプリストア^(注3)の市場規模は増加傾向にあり、その市場規模は、2018年にオンラインモールが18兆円、アプリストアが1.7兆円にのぼる。こうした中、本年1月からオンラインモール、アプリストアにおける取引実態を調査し、結果を公表した。

利用事業者からは、デジタル・プラットフォーム事業者に対し、(a) 出店手数料などの規約の一方的変更、(b) 後追い販売（出店者の取引データから「売れ筋」を把握して、同種の商品を販売）、(c) 自社・関連会社の商品優遇（デジタル・プラットフォーム事業者の商品を優先的に上位に表示）などといった指摘がなされており、取引関係の透明化が求められている。

(注1) ゲーム、音楽、写真加工サービスなど。

(注2) 複数の商店のページを一つのサイトにまとめて、品物を販売するウェブサイト。アマゾン、楽天市場など。

(注3) ソフトウェアを一つのサイトにまとめて、ダウンロード形式で販売するウェブサイト。アップストア、ゲーグルプレイなど。

取引関係の透明化に対応しつつ、イノベーションを阻害しない形で可能な限り自主性を尊重したルールとして、デジタル・プラットフォーム取引透明化法案（仮称）を2020年の通常国会に提出する。

具体的には、以下の方向性を基本とする。

- (a) デジタル・プラットフォーム事業者のうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いものを「特定デジタル・プラットフォーム（以下「特定DPF」）事業者」として特定し、主な規律の対象とする。

具体的には、各種調査で取引実態が明らかとなっている大規模なオンラインモール・アプリストアを当面の対象とする。

- (b) 利用者に対する契約条件の開示や変更等の事前通知の義務付けを行う（開示項目の例：契約変更の事前通知、出品の拒否・停止の理由、データの利用範囲、検索順位を決定する重要な要素）。
- (c) 特定DPF事業者に対し、紛争処理体制といった手続・体制の整備を行うことを求めることとする。

これに加え、一定の取引上の不当行為をしてはならないとの規定を定めるべきか、革新的な取組を阻害するおそれがあるとの指摘も踏まえ、真に必要性が高い類型を見極め、検討する。

- (d) 特定DPF事業者は、上記（b）（c）の運営状況についての自己評価を付したレポートを行政庁に対し、定期的に提出することとする。レポートを受理した行政庁は、運営状況のレビューを行い、評価を公表する。その際、利用事業者等の意見も聴取し、関係者間での課題の共有や相互理解を図る。
- (e) ルールは内外の別を問わず適用する。行政措置として勧告・公表等を行うほか、本法におけるルールを超えて独占禁止法違反のおそれがあると認められる場合については、公正取引委員会に対し、同法に基づく対処を要請する仕組みを設ける。

②データ価値評価を含めた独占禁止法のガイドライン整備（企業結合審査）

デジタル市場では、市場シェアの小さい企業の買収でも、データの集中等により競争制限が生じるおそれがある。

現行制度では、無料サービスや多面市場、売上は少ないが保有するデータに価値があるなど、デジタルサービスの特徴を踏まえた企業結合審査の考え方が明確化されていなかった。このため、公正取引委員会においてガイドラインを改定したところ、周知を図る。

③デジタル・プラットフォーム事業者による消費者に対する優越的地位の濫用への対応

デジタル・プラットフォーム事業者が、消費者の個人情報等を不当に取得・利用することへの懸念が増大している。これまで、独占禁止法の優越的地位の濫用は、企業間の取引に適用されており、消費者との関係で適用されるか、明らかでなかった。

このため、公正取引委員会において、デジタル・プラットフォーム事業者による消費者に対する優越的地位の濫用に関するガイドラインを策定したところ、周知を図る。

④個人情報保護法の見直し

個人情報の取扱いに対する不安の高まり、保護と利用のバランスの必要性、内外事業者のイコールフットINGの確保等の観点から、本年12月13日に公表した「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」をもとに、個人情報保護法改正法案を2020年の通常国会に提出する。

具体的には、以下の方向性を基本とする。

- (a) 個人データに関する個人の権利の在り方
 - i) 本人の関与を強化する観点から、保有個人データの利用停止等の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げる。
 - ii) 保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、本人が、電磁的記録（デジタルデータ）の提供を含め、開示方法を指示できるようにする。
 - iii) 名簿の流通により本人の関与が困難となっている現状を踏まえ、オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を限定する。
- (b) 事業者が守るべき責務の在り方
 - i) 個人の権利利益の保護及び公平性の観点から、一定数以上の漏えい等、一定の類型の場合、委員会への漏えい等報告及び本人通知を義務化する。
 - ii) 情報化社会の進展によるリスクの変化を踏まえ、事業者は、不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。
- (c) 事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方
 - i) 認定個人情報保護団体について、現行制度に加え、特定の事業活動に限定した活動を行う団体を認定可能にする。
 - ii) 個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項（政令事項）として追加する。
- (d) データ利活用に関する施策の在り方
 - i) イノベーションを促進する観点から、個人情報と匿名加工情報の中間的な規律として「仮名化情報」を創設し、事業者内部における分析に限定するための行為規制や仮名化情報に係る利用目的の特定・公表を前提に、個人の開示・訂正等、利用停止等の請求への対応義務等を緩和する。
 - ii) 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する。
- (e) ペナルティの在り方
 - 現行の法定刑について、法人処罰規定に係る重科の導入を含め、必要に応じた見直しを行う。
- (f) 法の域外適用及び越境移転の在り方
 - i) 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国の事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とし、事業者が命令に従わなかった場合には、個人情報保護委員会がその旨を公表できることとする。
 - ii) 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

⑤デジタル市場の競争状況の評価

これまで、事業者間の取引上の問題に着目して、オンラインモールやアプリストアについて調査を実施してきたが、これらに加え、個人情報等の取得・利用に対する懸念、データの集中による寡占化がもたらす競争への悪影響の懸念を踏まえ、デジタル広告市場（関連する検索やSNS等を含む）について評価を開始した。

2018年の日本の広告費は6兆5,300億円であるが、内訳を見ると、テレビを含むマスコミ広告などが前年より減少している一方で、デジタル広告（インターネット広告）は前年比16.5%増の1兆7,589億円となっている。

こうした急速な発展の中で、デジタル広告市場は、ここ数年、デジタル・プラットフォーム事業者により垂直統合化されて寡占化が進行してきており、これに伴い、市場の透明性・公正性に関する懸念や、競争制限行為などの懸念が出てきている。

また、我が国において、ターゲティング広告の存在について、8割の方が認識しており、「不快なのでやめて欲しい」、「便利と感じないし、不快に感じる人が多い」人は半数を超える。

これらの懸念について、今後、広く意見を公募するとともに、実態調査等を行い、来春目途で、デジタル広告市場の競争状況の評価について、中間整理を行う。

（2）デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化

デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化については、モビリティ、フィンテック／金融及び建築の3分野を中心に、中長期的な観点から実証事業を実施し、未来投資会議の下に新たな構造改革徹底推進会合を設け、将来の規制の在り方に係る問題点や課題を洗い出す。

①モビリティ分野

自動車のソフトウェア化やコネクテッド化が進む中、モビリティ分野における将来の規制等の在り方に係る問題点や課題を洗い出す。

具体的には、AI等を活用して、工場等の常時監視を行うことにより完成検査の合理化が可能か検討する。併せて、自動車メーカーに対して行っている型式指定監査につき、AI等を活用した常時監視の活用が可能かも検討する。

また、無人自動運転車における運行時に取得するデータを活用し、型式認証審査の合理化が可能かも検討する。

②フィンテック／金融分野

個人・企業の能力や資産状況等がデジタル化により個別に判断できるようになってくる中で、金融関連法制の将来の在り方に係る問題点や課題を洗い出す。

具体的には、プロ投資家対応として、顧客の取引履歴データ等の分析・活用を進めることで、プロ投資家として扱うことが可能な個人を特定できないか検討する。

また、金融商品販売における高齢顧客対応として、高齢者の取引履歴データ等の分析・活用を進めることで、高齢者の能力や状況に応じた高齢顧客対応の判断ができないかを検討する。

さらに、マネー・ロンダリング対策として、各金融機関が個別に取り組んでいた、マネー・ロンダリングに関係する、顧客リスク評価、制裁対象者との照合、異常取引や制裁対象取引の検知といった業務については、AIを活用し、各社が共同で取り組むことで効率化できないか検討する。

③建築分野

センサー精度の向上、AIによるビッグデータ分析、ドローン活用などが進む中、これらの技術の活用により、より精緻かつ合理的な建築物の安全性確保が可能か等を検証するべく、建築に関する制度（建築基準法等）の将来の在り方に係る問題点や課題を洗い出す。

具体的には、建築基準法に基づく建築物の外壁の調査について、赤外線装置を搭載したドローンによる調査を将来位置づけることができないか検討する。

また、建築基準法に基づくエレベーターのロープ等の劣化状況の検査について、目視や寸法測定と同等の検査方法として、センサーによる検査を将来位置づけることができないか検討する。

（3）5Gの加速及びポスト5Gの情報通信システム・半導体開発及び製造技術開発

移動通信システムは、30年間で第1世代から第4世代へと進化してきたが、今般、より高度な第5世代移動通信システム（5G）が登場した。我が国では、2020年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始するとともに、2024年度までの5G整備計画を加速することとしている。

Society5.0の実現に向け、国際連携の下での信頼できるベンダーの育成と海外展開を図りつつ、安全・安心な5G情報通信インフラの早期かつ集中的な整備を行うため、主務大臣が認定した計画（基準：（a）安全性・信頼性、（b）供給安定性、（c）オープン性）に基づき、全国キャリアの高度な送受信装置等の前倒し整備について、15%の税額控除（又は30%の特別償却）の措置を講じるとともに、地域の企業等が構築する5Gインフラ（ローカル5G）の送受信装置等の設備投資について、15%の税額控除（又は30%の特別償却）の措置を講じる。

また、今後、さらに多数同時接続や超低遅延の機能が強化された5G（ここではポスト5Gと言う）は、産業用途への拡大が見込まれる。

現在、5G関連特許の保有数は、海外企業が上位を占めているが、ポスト5Gは、日本が強みを持つ産業分野に関わることから、日本企業が挽回できる唯一のチャンスであるといえる。また、通信基地局市場の世界シェアは、海外トップ3社で世界の8割を占めるが、日本メーカー2社が、国内に残っている。

一方で、ポスト5Gで必要となる先端半導体の製造能力は、海外のみにあり、日本には存在しない状況にある。

このような状況下、産業機械や自動車といった我が国基幹産業の競争力の核となり得るポスト5G情報通信システム・半導体を開発し、将来的に国内で製造できる体制を確保するため、我が国の技術力を総結集し、ポスト5Gに対応した情報通信システムやそこで用いられる半導体の開発及び先端半導体の製造技術の開発に取り組む。複数年のプロジェクトを安定的かつ効率的に推進するため、基金を設置する。

2. 地域のインフラ維持

（1）独占禁止法の特例法案

三大都市圏は人口の増加が続いている一方、地方圏では人口の減少が加速しており、人口規模の小さな市区町村ほど人口減少傾向にある。こうした中、地方の抱える不安の中では、「公共交通が減り自動車が運転できないと生活できない」という声が大きく、例えば、乗合バスの輸送人員は、大都市圏以外の地方において、下落

傾向にあり、2017年度の経常収支では、地方（三大都市圏以外）の乗合バス事業者の85%が赤字となっている。

また、地方銀行・第二地方銀行は、全国の5割の企業のメインバンクであるが、地方銀行、第二地方銀行、埼玉りそな銀行の顧客向けサービス業務の利益をみると、105行のうち46行が赤字となっており、うち45行は2期以上連続赤字といった状況にある。

そこで、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「乗合バス事業者」）等及び地域銀行（以下「地域基盤企業」と総称）のサービスの重要性に鑑み、合併等（合併、持株会社の設立、株式取得等）又は共同経営による経営力の強化、生産性の向上等を通じて、地域基盤企業が提供するサービスを将来にわたって維持することにより、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的として、地域基盤企業に係る独占禁止法の特例法案を2020年の通常国会に提出する。附則に10年以内に本法を廃止するものとする旨を規定する。

具体的には、以下の方向性を基本とする。

（合併等の適用除外）

合併等の認可を受けようとする地域基盤企業（乗合バス事業者又は地域銀行同士が行う合併等が対象）は、基盤的サービス維持計画（合併等を通じた事業の改善に資する方策、事業の改善に応じた基盤的サービス維持及び地域経済活性化に資する方策等を記載）を主務大臣に提出する。主務大臣は、合併等を通じた競争の制限により、正当な事由のない基盤的サービスの価格の上昇等が生じ得ると認めるときは、当該基盤的サービスの価格の上昇等の防止に資する方策の記載を追加して求めることができる。

主務大臣は公正取引委員会と協議の上で合併等の認可を行うが、この際、

- (a) 地域において、人口減少等による基盤的サービスに対する持続的な需要の減少が見込まれる状況にあり、その結果、地域基盤企業が基盤的サービスの提供を将来にわたって持続的に行うことが困難となるおそれがあること、
- (b) 合併等を行う地域基盤企業のうち一つが基盤的サービスに係る採算をとることが継続的に困難な状況にあると考えられること、
- (c) 地域基盤企業の事業が相当程度改善すると見込まれること、
- (d) （事業の改善に応じた）地域での基盤的サービスの維持及び地域経済の活性化が見込まれ、かつ、競争の制限により正当な事由のない基盤的サービスの価格の上昇等が生じるとは見込まれないことによって、合併等が利用者の利益の増進に資すると認められるものであること

を認可基準とし、独占禁止法の適用除外を行う。

（共同経営の適用除外）

乗合バス事業者等（乗合バスやこれと競合する路面電車等の公共交通事業者）による(a) 定額制乗り放題、(b) 「ハブ・アンド・スポーク型」のネットワーク再編、(c) 等間隔運行、パターンダイヤ等の共同経営や、これらの行為に必要な運賃プールを含む共同経営の実施に係る行為について対象とする。

共同経営の認可を受けようとする乗合バス事業者等は、あらかじめ地域公共交通活性化再生法の法定協議会の承認を受けた共同経営計画（共同経営の内容、運賃プールに関する事項等を記載）を主務大臣に提出する。

主務大臣は公正取引委員会と協議の上で共同経営の認可を行うが、この際、

- i) 基盤的サービスに係る事業の改善が見込まれること、
- ii) 不採算路線を含む地域公共交通について（事業の改善に応じた）維持が図られることが見込まれ、かつ、利用者の利益を不当に害さないと見込まれることによつて、共同経営が利用者の利益の増進に資すると認められるものであること、
- iii) 地域公共交通活性化再生法の基本方針、地域の交通に関する計画に照らし、適切なものであること等

を認可基準とし、独占禁止法の適用除外を行う。

（事後の監督）

主務大臣は、事後的に合併等や共同経営がこの法律の認可基準に適合するものになつたと認めるときには、これに適合させるための是正命令を行うことができることとする。この是正命令については、公正取引委員会からの措置請求ができることとする。

（2）スーパーシティ構想の早期実現

AIやビッグデータ等を活用し、世界に先駆けて、未来の生活を先行実現する「まるごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現に向けて、住民等の合意を踏まえ、域内独自で複数の規制改革を同時かつ一体的に進めることを可能とする国家戦略特別区域法の改正案について、2020年の通常国会に提出する。

3. 中小企業・小規模事業者の生産性向上

（1）継続的な生産性向上の支援

中小企業・小規模事業者は、働き方改革、厚生年金（被用者保険）の適用拡大、賃上げの継続、インボイス導入等、多年度にわたる相次ぐ制度変更に対応していく必要がある。そのためには、生産性の向上が不可欠である。

生産性向上に資する取組への支援として、革新的な製品・サービス開発のための設備投資支援や、小規模事業者に特化した販路開拓支援、ITツールの導入支援等を複数年にわたり継続的に実施する仕組みを構築し、国は必要な財源を確保することとする。

（2）第三者承継を含む事業承継の促進と創業支援

今後10年間に、後継者不在で黒字廃業せざるを得ない中小企業が60万者に上ると想定される中、中小企業の雇用・技術・取引関係を維持するために、第三者への承継が重要である。第三者承継は、人材・販路等の経営資源の集約化・有効活用、経営者の若返り等により、生産性向上を通じ、大きな成長にもつながる。

このため、全国各地の事業引継ぎ支援センターが利用している企業データベースについて、金融機関なども利用できるようにし、マッチングを促進する。

また、事業承継時における経営者保証も解決が必要な課題である。年内に「経営者保証に関するガイドライン」の特則として、前経営者と後継者からの保証の二重取りの原則禁止を盛り込む。また、信用保証制度において、事業承継時に経営者による保証を不要とする新たなメニューを来年4月に創設し、保証料を軽減する措置を設けるなど、総合的に対策を実行していく。

さらに、創業支援の観点から、個人からスタートアップ企業への投資を促すエンジェル税制について、対象となる企業の要件を緩和（設立後3年未満から5年未満に緩和）し、併せて、クラウドファンディング事業者を通じた投資の利便性を向上させる。

（3）産業ごとのきめ細かな取引関係の適正化

大企業と中小企業の売上高及び粗利益について、アベノミクス以前から直近までの変化を比較すると、全体的に大企業の方が伸びが大きく、かつ、業種によってその格差に大きな差が見られる。

こうした状況を踏まえ、大企業と中小企業の経営者から成る「価値創造企業に関する賢人会議」を中小企業庁に創設し、業種別の取引構造について分析を深め、大企業と中小企業がともに稼げる共存共栄モデルを提示することとする。

さらに、大企業と下請企業との個別取引の適正化を図るため、下請中小企業振興法に基づき、事業所管大臣が事業者に指導・助言を行う際の基準（振興基準）を見直し、下請企業が無償で保管を強いられている金型や木型について、大企業が適切な廃棄や適正な費用負担を行うことなどを明記する。

4. フィンテック／金融

（1）フィンテック／金融分野の法制の見直し

①銀行以外も100万円超の送金を可能にする等の決済法制の見直し

我が国の銀行以外の送金サービス提供者の取り扱う金額・件数は、第4次産業革命の進展に伴い、増加傾向にある。また、我が国において、銀行以外の送金サービス提供者も1回当たり100万円超の送金が可能となることについて、国内送金の利用者の25%、海外との送金の利用者の63%が希望している。現在は、100万円超の送金は銀行のみが行うことができるが、諸外国ではこうした制限は存在せず、様々な利便性の高い送金サービスが登場している。

さらに、銀行以外の送金サービス提供者の送金額は、1件当たり1万円未満のものが7割を占め、また、その送金サービス提供者が有する利用者資金の残高は、5万円未満のものが9割以上を占めている。多くの者が利用している数万円以下の少額の送金について、その利便性を高める必要がある。

このため、以下の方向性を基本とし、2020年の通常国会に資金決済法の改正法案を提出する。

- (a) 銀行以外でも1件100万円を超える送金を取り扱うことができるよう、供託義務をかけた上で新たな類型を設ける規制緩和を行う。
- (b) 数万円以下の少額の送金について供託義務を免除するなどし、低コストで利便性の高いサービスの提供を可能とする。

②金融サービス仲介法制

金融取引の代理・媒介を行う者は、「業態別」の法律に応じて分離されている。これらの業態別の壁が、新規事業者の参入の障害になるおそれが生じている。すなわち、現在は、複数の分野で仲介しようとする、個々の分野について個別に登録・許可が必要である。

このため、銀行・証券・保険のそれぞれの分野で仲介を行う業者数と比して、全

分野で横断的に仲介を行う仲介業者数は極めて少ない（４者）。また、全分野で横断的に仲介するものの中に、インターネットを介したサービスを行うものはいない。他方、銀行や証券の分野では、インターネットを介してサービスを利用したいという方が多い。

近年、特に若い世代が商品を買うときは、ECサイト等を通じて、様々な事業者が提供する多様な商品を比較し、最も自分にあったものを最も安い方法で買うことが多い。このECサイトにあたるサービスを金融分野で展開しようとする場合、様々な金融機関が提供する多様な商品ラインナップを取り揃える必要があるが、上記の現行制度では、（a）仲介業者は、銀行・証券・保険の分野ごとに許可・登録を受ける必要があり、分野をまたいで商品を取り揃えにくい、（b）仲介業者は、商品の提供元である全ての金融機関から別々に販売方法などに関する指導・監督を受ける必要があり、商品ラインナップを充実させればさせるほど、仲介業者の負担が増えるといった指摘がある。

このため、（a）一度登録さえすれば、銀行・証券・保険の全ての分野の商品・サービスを扱えるようにする、（b）金融機関が仲介業者に対する指導・監督義務や賠償責任を課されない新たな仲介業を設ける規制緩和を行う金融サービス仲介法制の整備を検討し、2020年の通常国会に所要の法案を提出する。

これにより、インターネット取引も含め、銀行・証券・保険の全ての分野の多様な商品ラインナップを取り揃える事業者が登場し、利用者は、例えばスマホ上で金利や手数料等を比較しながら、多様な金融商品の中から最も自分にあったものを選択できるようになることが期待される。

（２）キャッシュレスの促進策

キャッシュレス・ポイント還元事業については、本年10月から事業を開始し、現時点で全国90万店の店舗が事業に参加している。本事業は消費税率引上げに伴う需要平準化対策の一環として、来年6月末までの9か月間の限定で実施しているが、決済事業者と連携して審査の迅速化を進め、1店でも多くの店舗ができるだけ事業に参加できるよう、順次登録を進めている。

来年6月末までに事業の効果が全国津々浦々に行き渡り、消費者の需要の平準化に加え、我が国のキャッシュレス化の大きなマイルストーンとなるよう、中小企業支援団体や業界団体、自治体と連携し、中小店舗へのきめ細かな事業の周知に努める。また、チラシ・ポスター等の配布や全国各地での使い方講座の開催などにより、キャッシュレスに馴染みのない方へ周知し、より多くの方々に参加いただけるよう取り組む。

さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を経た2020年9月から2021年3月末までの期間、マイナンバーカードを取得し、かつ、マイキーID^{（注）}を設定した上で、民間キャッシュレス決済サービスの前払いなどを行った者に対して、マイナポイントを付与する消費活性化策（2万円の前払い等に対し5,000ポイントの付与）を実施し、地域のキャッシュレス化を更に推進する。

（注）マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用して設定した利用者ID

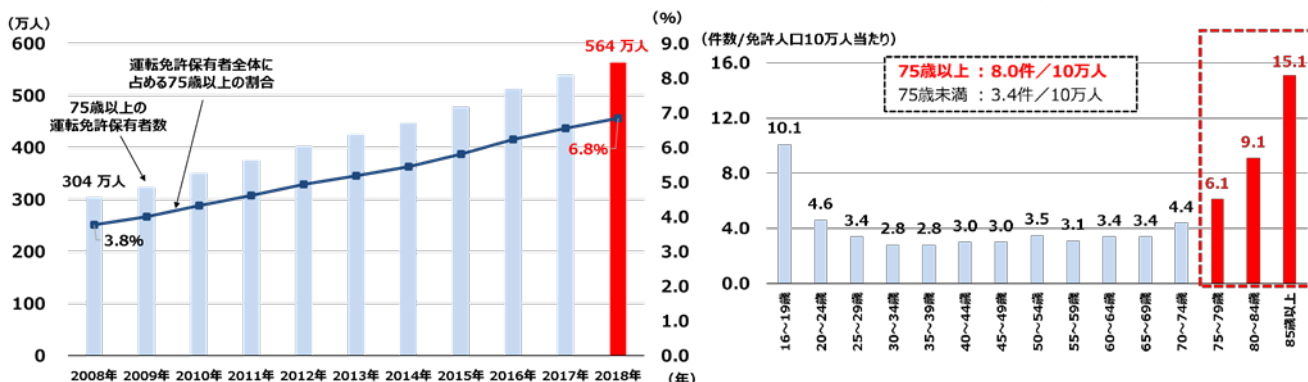
5. モビリティ

（１）Society5.0時代の高齢運転者による交通事故対策

地方都市圏では、平日外出時の主な交通手段が、75歳以上でも、自動車とする方が半数を超える。また、近年、運転免許証の自主返納件数は、特に75歳以上で増加しているものの、高齢化に伴い、現在でも、75歳以上の運転免許証保有者が年々増加している状況にある（図5、2018年末で6.8%）。

他方、75歳以上の運転者は、75歳未満と比較して死亡事故が2倍以上多く発生しており（図6）、その原因は、75歳未満が「居眠り運転」や「安全不確認」が多いのに対し、75歳以上では「運転ミス」（操作不適）が最も多くなっている。

図5. 75歳以上の運転免許保有者数と全体に占める割合 図6. 年齢別の死亡事故件数（2018年）



このため、衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）^{（注1）}やペダル踏み間違い急発進抑制装置^{（注2）}といった新たな技術革新を活用し、高齢運転者による交通事故対策を図ることが求められている。

なお、乗用車等の衝突被害軽減ブレーキについては、2019年6月に国際基準ができ、その発効が2020年1月に見込まれている。

（注1） 車載のレーダーやカメラにより前方の車両や歩行者を検知し、衝突の可能性がある場合には、運転者に対して警報。さらに衝突の可能性が高い場合には、自動でブレーキを作動。

（注2） 停止時や低速走行時に、車載のレーダー、カメラ、ソナーが前方（及び後方）の壁や車両を検知している状態でアクセルを踏み込んだ場合には、エンジン出力を抑える等により、急加速（急発進）を防止。

①衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）搭載車とペダル踏み間違い急発進抑制装置の普及促進

2019年度内に、65歳以上の高齢者を対象として、対歩行者の衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置（既販車への後付け装置を含む）を装備する車等の購入を支援する措置を開始する。

また、新たな先進安全技術の開発促進のため、自動速度制御装置^{（注3）}について、技術的要件等のガイドラインを策定し、年内に公表する。

（注3） 道路ごとの制限速度に応じて自動で速度制御を行う装置。

②サポカー限定免許の創設

安全運転支援機能を有する自動車を前提とした高齢者が運転できる免許制度（サポカー限定免許）の創設を図る。今後の技術の実用化の動向を踏まえ、2020年の通常国会への提出に向けて、制度の在り方、当該免許制度に適した車両に必要となる安全運転支援機能の範囲や要件及び適合性確認の在り方並びに当該自動車の普及方策などについて、関係省庁が連携して検討を行う。

(2) 地方部における移動手段の確保

高齢者の運転免許の返納も増える中、移動手段の受け皿の確保が重要となっているにもかかわらず、人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴って、公共交通の維持が容易でなくなっている。具体的には、自動車の運転業務者の人手不足が年々深刻化しており、有効求人倍率は全職業平均の2倍となっている。また、乗合バスの輸送人員は、大都市圏以外の地方において、人口減少を上回るペースで減少している。このため、高齢者を中心に、地方部における公共交通の将来に対する不安が高まっており、地方部における移動手段の確保を図ることが喫緊の課題である。

①交通事業者が協力する自家用有償旅客運送制度

自家用有償旅客運送制度について、交通事業者が委託を受ける等により実施主体に参画し、運行管理を含む運行業務を担う交通事業者協力型自家用有償旅客運送制度（仮称）を創設し、合意形成手続や申請手続の簡素化等の特例措置を講じるため、2020年の通常国会に所要の法案を提出する。

②MaaSの推進

地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済等を一括して行う、いわゆるMaaSと呼ばれる新たなモビリティサービスについて、複数の公共交通事業者が運賃・料金の届出を行う際、個別に国の機関に届出を行うことが原則であるところ、認定を受けた場合に一括・共同して届出を行うことができる制度等を盛り込んだ所要の法案を2020年の通常国会に提出する。

6. エネルギー・環境

令和元年台風第15号による長期停電は、国民生活・産業基盤に甚大な影響を与えた。1970年代に投資された送電設備の多くで高経年化が進むなか、激甚化する災害は電力システムにとって深刻な脅威となっている。また、気候変動問題に対する危機感が国内外で高まっていることも踏まえ、最終到達点としての脱炭素社会の実現を目指す観点から、パリ協定のもと、我が国として迅速かつ着実に手を打っていくことが求められている。災害からの復旧を迅速化するとともに、脱炭素化を一層推進し、中長期的な環境と成長の好循環を作り上げるためにも、FIT制度による2.4兆円の国民負担をはじめとする発電・ネットワークコスト全体を抑制しつつ、強靱かつ持続可能なエネルギー供給体制を構築していくことが喫緊の課題である。

安定供給は国内でのみ達成されるものではない。国外に目を転じると、中東情勢の流動化等、地政学リスクが顕在化してきている。資源に乏しく周囲を海に囲まれた我が国としては、より一層のエネルギー安全保障の強化が必要である。

災害対応の強化のみならず、再生可能エネルギーの主力電源化をはじめとした脱炭素化や、AI・IoT等の技術革新にも対応した、強靱かつ持続可能なエネルギー供給体制を構築するべく、関連法令の改正を中心に以下のような対応を進めていく。

①災害時の被害把握・情報発信及び関係者間の連携強化

災害時の協力を円滑化するため、電力会社に災害時の自治体への顧客データ等の

提供を義務づけるほか、電力会社同士の連携計画の策定を義務づけることを検討する。

②電力システムの強靱化・持続化

電力ネットワークについては、老朽化が進む送配電網の強靱化・スマート化のための計画的な設備更新を電力会社に義務づけるとともに、再エネ等の電源ポテンシャルを踏まえたマスタープランに基づき、地域間連系線をはじめとする基幹送電網の整備を加速化していく仕組みを構築することを検討する。そのために必要な投資の確保とコスト効率化を両立させる託送料金改革もあわせて実行する。

電源については、老朽化や再エネ大量導入も踏まえた最新の電源の導入や多様化・分散化を促進するための制度措置を検討する。また、平時にはネットワークにつながるが、災害時には自立して電力供給を行える分散型の送配電網の導入促進を図るとともに、分散型電源の拡大を図り、それらを束ねて供給力として提供する事業ライセンスを新たに創設することを検討する。

特に、国産エネルギーであり、脱炭素化という国際的責任を果たすための最大の柱となる再エネについては、FIT制度を抜本的に見直す。国民負担を抑制しながら最大限の導入を促すべく、地域の強靱化等に資する電源についてはFITの枠組みを維持する一方、競争力のある電源についてはFITに代わる新たな制度の導入を検討する。さらに、地域との共生を促すべく、太陽光発電事業終了後の適切な廃棄を行わせるための積立制度の導入や、小さな発電設備の保安を徹底する措置を講ずることを検討する。

原子力については、安全性の確保を大前提に再稼働を進めていく。

③資源・エネルギー安全保障の強化

長期備蓄が困難である一方、電力供給の4割を担うLNGについては、調達先の多角化と非常時の安定確保を図るため、新興国の需要拡大やサプライチェーンの変化をふまえたリスクマネー支援の強化を検討する。その上で、民間による燃料調達が困難な有事でも、確実に燃料を調達するための体制構築を検討する。

我が国の産業競争力の要となる先端産業に不可欠なレアメタルについても、備蓄の在り方の見直しに加え、リスクマネー支援の強化を検討する。

<出典一覧>

- 図1：財務省「法人企業統計」、Bureau van Dijk「Orbis」を基に作成。金融・保険業を除く数字。上場企業：東証1部・2部、大証、名証などを含む全上場企業。上場企業以外：日本に本店を有する会社（合名会社、合資会社、合同会社、株式会社）のうち、上記上場企業を除いたもの。現金・預金額：現金、預金、流動資産の有価証券の額の合計。
- 図2：日本銀行「資金循環統計」を基に作成。資金循環統計における「資金過不足」（その期間における金融資産の増加額から金融負債の増加額を差し引いたもの）の累計値。企業：営利企業、公営企業、医療法人等を含む非金融法人、政府：中央政府、地方公共団体、社会保障基金、海外部門：外国企業、外国政府、国際機関等。
- 図3：OECD（2017）「OECD Science, Technology, and Industry Scoreboard 2017」を基に作成。企業向けアンケートにおいて、「2012-14年に新製品・サービスを導入（新機能の追加や用途の大幅な改善を含む。）を行った」と回答した企業の割合。
- 図4：Thomas J. Chemmanur, Elena Loutskina and Xuan Tian（2014）“Corporate Venture Capital, Value Creation, and Innovation” The Review of Financial Studies 27(8) Pages 2434-2473. を基に作成。
- 図5：警察庁「運転免許統計」を基に作成。各年12月末の運転免許保有者数のデータ。75歳以上の運転者については、記憶力・判断力の判定を行う「認知機能検査」が義務付けられている。
- 図6：警察庁「第7回 高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議」資料を基に作成。2018年12月末の運転免許保有者数にて算出。第1当事者（最も過失が重い事故当事者）が原付以上の死亡事故を計上（無免許の件数を除く）。